

27 契 第 940 号
平成 27 年 9 月 9 日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

公共工事の契約履行における関係法令等の遵守について(通知)

このことについて、公共工事を受注する場合には、入札・契約から施工等に至るまで様々な法令等が関与し、また遵守しなければなりません。

このため、本市におきましては、入札参加者及び受注者等に対し、入札公告、設計図書、会津若松市工事請負契約約款等により、法令遵守の徹底を図っています。

登録業者各位におかれましては、今後も引き続き、建設業法をはじめとする関係法令を遵守し、工事の安全施工、良好な品質の確保、適正な元請・下請関係並びに雇用関係の確保等に努めてください。

なお、公共工事等における法令違反については、入札参加停止措置検討の対象となりますので、十分ご留意願います。

記

- 1 公共工事の入札契約から施工等に際し関与する主な法令等
建設業法 労働安全衛生法 労働基準法 最低賃金法 雇用保険法 健康保険法
厚生年金保険法 下請代金支払遅延等防止法 道路交通法 廃棄物処理法 河川法
建築基準法 砂利採取法 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱
(※上記以外にも遵守すべき様々な法令があります。)

なお、会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱においては、下請契約の締結等において、元請及び下請は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結することとなっておりますのでご留意願います。

事務担当: 契約検査課入札契約グループ 電話39-1217